

令和6年度スポーツアクティベーションひろしま プロジェクト運営補助等業務仕様書

1 業務名

令和6年度スポーツアクティベーションひろしまプロジェクト運営補助等業務（以下「本業務」という。）」

2 目的

スポーツアクティベーションひろしま（以下「SAH」という。）が実施している広島横断型スポーツ応援プロジェクト「Team WISH」は、トップスポーツチームが多い広島県の強みを生かし、県民の応援環境をさらに充実させることにより、チームを応援し、日々の共通の話題につなげ、チームにとっても、県民からの応援を受け、さらなる活躍につながり、スポーツを「する、みる、ささえる」の拡大につながるという好循環を生み出すことを目的に取り組んでいる。

そのため、県内25団体のトップスポーツチームと連携し、県民が楽しみながら県内のスポーツチームを知り、興味を持ち、応援につながるよう参加型のデジタルコンテンツ「WISH Match」を設け、チームや競技の枠を越えた「新たなスポーツ」の楽しみ方を提供している。

本業務では、この「WISH Match」の運用と県民の参画に向けた機運醸成等の業務を専門的な知識や豊富な実績を有する民間事業者へ委託して実施する。

3 活動指標 **受託者提案**

- ・「WISH Match」開催 52回以上開催
- ・「Team WISH」LINE新規登録者数●人増
(令和6年1月28日時点の登録者5,034人)
令和4年度末：3,015人

4 契約期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

5 業務委託内容

(1) 「WISH Match」の概要

本業務は、次の業務を委託するものとし、「2 目的」の達成に向けて、次の範囲で適切に業務を行うものとする。

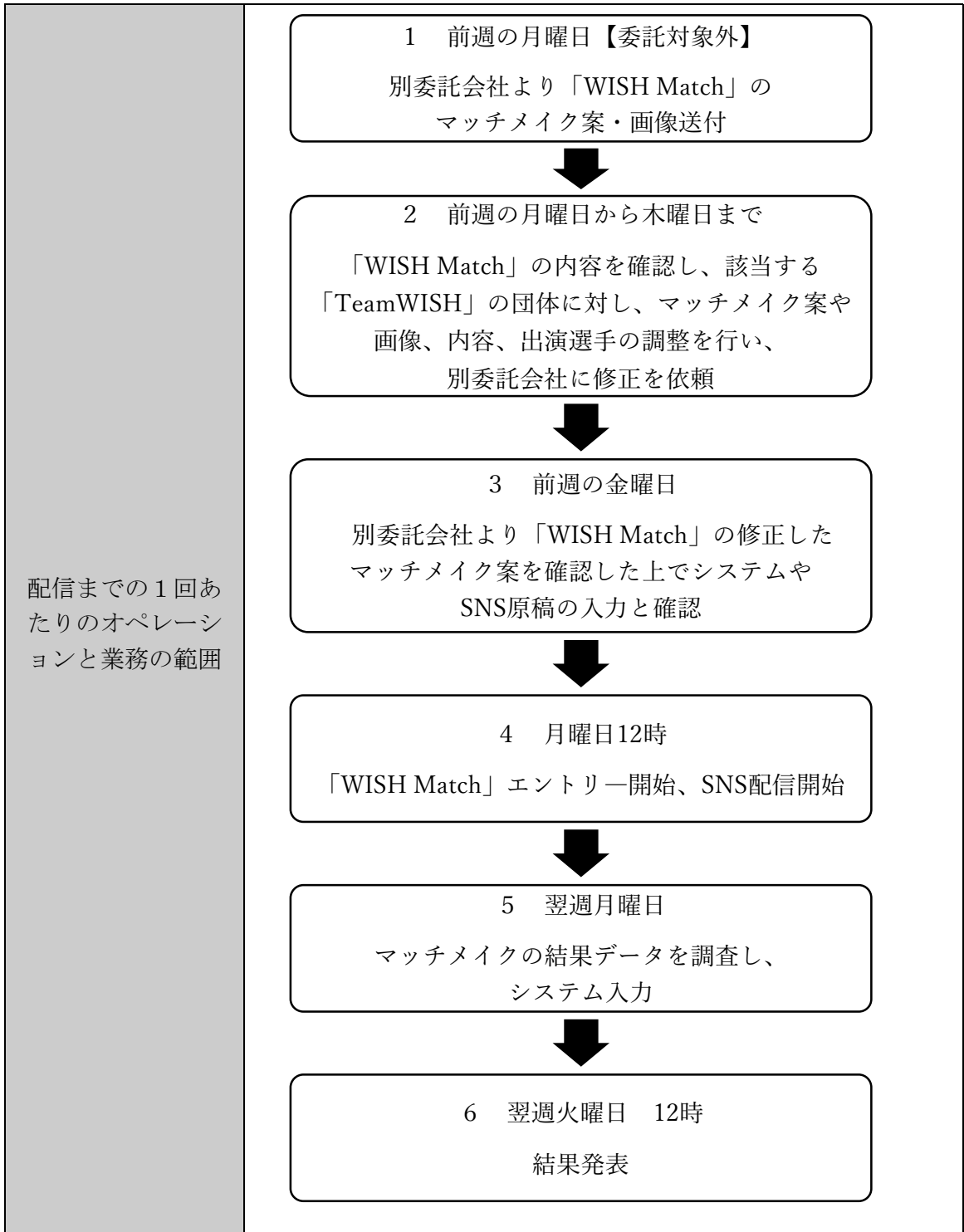
ア 概要

名称	WISH Match (ウィッシュ マッチ)
概要	数多くのスポーツチームが拠点を置く広島県ならではの「新たなスポーツの楽しみ方」として、Team WISH(県内25チーム)の異なる競技の試合結果等のデータ(スタッツ)を予想する「WISH Match」をWEBサイト上で実施し、継続的に発信することで、各競技や選手の様々な情報に触れる機会を増やし、興味や関心を喚起するとともに、県民が、県内のより多くのチームに関心を持てる機会を創出する。
開催期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日の原則、毎週開催
配信時期	毎週月曜日：エントリー開始、翌週火曜日：結果発表

発信媒体	Team WISH 公式LINE
広報媒体	X (旧 Twitter) 、LINE、Instagram

イ 「WISH Match」の委託範囲

「WISH Match」は、原則1週間に1回開催し、配信スケジュールと委託の範囲は以下のとおりとする。



(2) 「WISH Match」の運用

ア Team WISHに参画する県内スポーツチーム等との諸調整

マッチメイクにおける、登場選手画像やスタッツ等のデータ使用確認について、該当する「Team WISH」の参画チームの確認を取ったうえで、県が指定するシステム

への入力を行うこと。なお、チームから修正の依頼があった場合は、速やかに別委託会社に依頼し、修正したものを当該チームに承諾を得ること。

イ データの確認

(ア) 該当する「Team WISH」参画チームの各リーグ、スポーツチーム等の公式サイト等により、チーム名や選手、ロゴなどのデータ内容を事前に確認にすること。

(イ) 該当する「Team WISH」の参画チームについて、各リーグ、サイト運営者等への画像、スタッツ等のデータ使用調整を行うこと。

ウ データの入力

(ア) 5 (2) イの該当する「Team WISH」参画チームに承諾を得た後、エントリー開始前週の金曜日までに該当する「WISH Match」のマッチメイクについて、県が指定するシステムに入力を行うこと。

(イ) 「WISH Match」開催後の試合結果とスタッツについて、確認を行った上で県が指定するシステムへの結果入力を行うこと。

(ウ) システムの入力方法については、受託者が決定した後に発注者から指示する。

エ 「SAH・Team WISH」における各種 SNS (X (旧 Twitter)、LINE、Instagram) の運用

SAH の公式 SNS の企画調整を行い、「WISH Match」開催毎にコンテンツ (文章・画像) を作成し、エントリー開始と併せて掲載すること

オ データ結果の集計・提出

(ア) 「WISH Match」では、四半期毎にマッチ成功率に応じた上位者 10 人並びに任意で設定した順位者に賞品を提供していることから、データを集計し、発注者に四半期ごとのデータを提出すること。

(イ) 「WISH Match」開催毎の利用者数とリピータ数などのデータを提出すること。

(3) 広報の取組について **受託者提案**

県民に効果的に届く広報として、多くの県民の目に触れ、「WISH Match」の楽しみ方を分かりやすく伝え、行動変容につながる広報 (テレビ局、プロスポーツ団体等) やイベント等を企画提案し、「WISH Match」の LINE 登録者数を増加させる。

【企画提案に当たっての留意点】

LINE 新規登録者数・企画 (趣旨・ねらい)・広報 (媒体・掲載時期・掲載回数)・イベント内容など、伝わりやすさを意識した POP などを企画提案すること。

ア 概要

「WISH Match」に関する登録者促進の広報等 (イベントを含む)

イ 作業内容

- ・ 「WISH Match」の楽しさが、わかりやすくかつ伝えられるデザインや動画の作成
- ・ スポーツアクティベーションひろしま (SAH) や各関係者との打ち合わせ・調整作業
- ・ 原稿作成・編集・掲載作業等の実施
- ・ 写真・カット等の手配、デザインの実施、レイアウト・校正その他編集
- ・ その他企画提案に発生する作業 など

(4) その他

「5 (1) 「WISH Match」の委託範囲」における事務処理に係る週当たりの所要時間は次表のとおりである。

業務委託内容			所要時間／週 ※	
(2)	ア	マッチメイクにおける、登場選手画像やスタッツ等のデータ使用確認に関すること	4.0H	9.0H
		試合結果確定における、スタッツの確認に関すること	3.0H	
		その他連絡調整など	2.0H	
	イ	各リーグ、スポーツチーム等の公式サイトによるデータ内容確認に関すること	1.5H	3.5H
		各リーグ、サイト運営者等への画像、スタッツ等のデータ使用調整に関すること	2.0H	
	ウ	WISH Match サイト更新に関すること	3.0H	6.0H
		システム入力に関すること	2.0H	
		マッチメイク企画の補助に関すること	1.0H	
	エ	SAH、TeamWISH おける公式 SNS (X (旧 Twitter)、LINEforBusiness) 運用に関すること	4.0H	4.0H
	オ	データ集約に関すること	1.0H	1.0H
8		打ち合わせ等に関すること	0.5H	0.5H
			合計	24.0H

6 実績報告

全ての業務の終了後、業務の実施状況や業務の効果検証についての報告書を作成し、提出するものとする。

＜報告書の内容＞

「WISH Match」の取組状況や広報等による登録者など、業務の概要及び効果について、とりまとめ、デジタルデータで提出すること。

7 成果品

「WISH Match」に関する配信、その他啓発物品の各種電子データ（サイト設計書、配信動画全データ等）を提出すること。

8 打合せ等

(1) 打合せ

受託者は、業務の遂行に当たって打合せをする必要が生じた場合は、県の求めに速やかに対応するものとする。なお、協議・打ち合わせについては、事前に受託者から打ち合わせ資料を提供し、最小限の会議に努めること。

(2) 報告

受託者は、必要に応じて関係者等との打合せ結果への対応等を記録にまとめ、速やかに県に提出するものとする。

9 監理体制

本業務を履行するに当たっては、本業務を確実に実施・履行する組織体制（体系図、責任者、役割分担等）及び連絡体制を示すこと。

また、業務の繁閑に応じて、業務遂行に必要なリソースを適正かつ柔軟に配置し、業務を効率的かつ確実に履行できる体制を設けること。実施に当たっては、受託事業者側で主任担当者を設置して、進行管理を行うこと。発注者との窓口は主任担当者が行うこと。

なお、本業務に伴う移動や通信、運搬における資材調達、運用等の費用については、受託者の負担のもとに行うものとする。

10 契約に関する条件等

(1) 再委託等の制限

受託者は、本業務の監理業務を第三者に再委託し、又は請け負わせてはならない。また、受託者は、業務の一部（管理業務を除く。）を再委託することができるが、その場合、再委託先ごとの業務の内容、制作の体系図及び工程表、再委託先の会社概要及びその執行体制と責任者を明記したものを事前に書面にて報告し、県の了解を得なければならない。

(2) 業務の履行に関する措置

県は本業務（再委託した場合を含む。）の履行につき著しく不相当と認められるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを要求することができる。

受託者は、上記要求があったときは、当該要求に係る事項への対応措置を決定し、その結果を要求のあった日から10日以内に県に書面で通知しなければならない。

(3) 成果品の利用（二次利用等）

本業務による成果品の著作権は県に帰属するものとし、県は、本業務の成果品を、自ら使用するために必要な範囲において随時利用できるものとする。また、媒体間の連携を推進するため、ホームページ配信など、二次的な利用も可能となるように対応すること。

(4) 機密の保持

受託者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失及びき損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

(5) 個人情報の保護

受託者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を履行する上で個人情報を取り扱う場合に、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守しなければならない。

(6) その他

業務の実施に当たって疑義が生じた場合には、県と受託者が協議して定めるものとし、この協議が整わないときは、県の決定するところによるものとする。